

# 広島市大町東庭球場に係る指定管理者候補者の選定について

広島市大町東庭球場について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

## 1 施設の概要

- (1) 所在地  
広島市安佐南区大町東三丁目933番地の7
- (2) 設置目的  
スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 2 選定（非公募）の概要

- (1) 指定管理者候補者名  
公益財団法人広島市スポーツ協会（中区国泰寺町一丁目4番15号）

(2) 非公募理由  
本市のスポーツ施設は、複数の施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、効率的な運営が期待できることから、区単位で公募により指定管理者を選定している。大町東庭球場のある安佐南区のスポーツ施設（安佐南区スポーツセンター等）に関しては、公益財団広島市スポーツ協会が、令和2年度から同6年度までの5年間、指定管理を行うことが決定している。

このため、安佐南区スポーツ施設の次回の指定管理者選定時に、大町東庭球場を加えた形で一体的に公募できるよう、現在の指定管理者である公益財団法人広島市スポーツ協会を非公募により指定管理者候補とする。

## 3 市民局指定管理者指定審議会非公募施設審査部会委員

役職	職名	氏名
会長	市民局長	阪谷 幸春
副会長	市民局次長	末政 直美
委員	市民局文化スポーツ部長	高山 豊司
委員	市民局国際平和推進部長	松嶋 博孝
委員	市民局国際平和推進部国際化推進担当部長	中谷 満美子
委員	市民局人権啓発部長	今富 雅夫

## 4 審査の概要

- (1) 審査の方式  
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。  
審査は、書類により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。

- (2) 評価基準  
評価項目

評価項目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、適切な方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ② 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「否」がある場合は、選定の対象外とする。

## 5 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**公益財団法人広島市スポーツ協会**を指定管理者候補者として選定した。

申 請 者	公益財団法人広島市スポーツ協会
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
◎ 指定管理料上限額 772万円	
◎ 指定管理料提案額 772万円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は10%で算出している。

## 6 指定期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日

安佐南区スポーツ施設の指定期間が満了となる令和6年度までの2年間とする。

## 参 考

指定管理者は公の施設の管理運営主体として社会的責任への積極的な取組が求められることから、選定に当たり、公募施設の評価における加点減点項目を用いて、本市が推進すべき施策に関する取組状況について確認を行った。

### <指定管理者候補者となった公益財団法人広島市スポーツ協会の取組状況>

確 認 項 目		取組状況	備 考
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率の達成状況【法定雇用率(2.3%)】	達成(5.33%)	障害者の雇用義務有り
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合	非該当	
環境問題への配慮	ISO 14001若しくはISO 14005又はエコアクション21の取得	有(エコアクション21)	
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定	無	
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定	策定済	策定義務有り
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	無	
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	該当
		本店がなく支店がある場合	一
		その他事業所等がある場合	一
	② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当
		5割以上で8割未満の場合	一
		2割以上で5割未満の場合	一